

# こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442

日本共産党京都市議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130

市議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)

2018年7月1日号

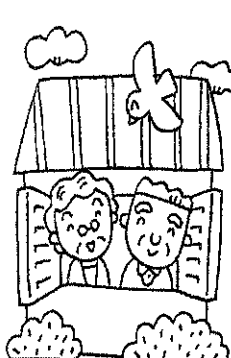
## 国保料はなぜ高いのか

先週号国保特集の続編です。今号は、保険料の仕組みの紹介です。保険料は、①所得割、②均等割、③世帯平等割の三つから成っています。①は所得を元に計算(応能割という)、②と③は所得に無関係(応益割)、②は被保険者一人当たりの額、③は、どの世帯も同じ定額です。家に届いた納付書の「保険料の内訳」欄を見て下さい(左上表)。医療分、後期高齢者支援分、介護分というものは、保険料の内訳という意味です。介護分は、

### 保険料の内訳

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
所得割基礎額				
人数				
所得割額①				
均等割額②				
平等割額③				
法定減額額④	( )	( )	( )	
算定額⑤(①+②+③-④)				
限度額を超える額⑥				
条例減免額⑦				
保険料年額(⑤-⑥-⑦)				
合計額				

料率。( )は前年度分	医療分	後期支援分	介護分
所得割額①(率)	7.56%(8.67)	2.83%(2.71)	2.53%(同)
均等割額②(円/一人)	24,360(25,810)	8,870(8,160)	9,410(9,120)
平等割額③(円)	16,490(18,120)	6,000(5,730)	4,750(4,810)



40歳から64歳の被保険者にかかります。支援分は、高齢者医療にかかるお金を、国保や職場保険の各被保険者で助け合え、というものです。②表の一番上の所得割基礎額とは、前年の所得から33万円を引いた(基礎控除という)額。所得とは、収入から必要経費を引いた額です。複数の被保険者がおられる場合、各世帯員の所得割基礎額の合計の額が書かれています。③人数の欄は、家族数ですが、介護分の欄は、40歳から64歳の家族の人数です。介護保険料は40歳以上の人に課せられますが、65歳の人は、年金天引きなどの方法で徴収されます。④つまり、40歳から64歳の人は、介護保険料も、一緒に徴収されているということなんです。⑤所得割は、所得割基礎額に料率を掛けます。均等割は一人あたり、平等割は一世帯当たりの額です(上の下表)。

**最高限度額 ( ) 内は前年度額**  
 医療分58万円(54万円)  
 後期高齢者支援分19万円(同)  
 介護分16万円(同)

### 南区役所との こんだん会のお知らせ

南区役所とのこんだん会は、7月6日(金)午後2時30分開会です。市議会議員、市議員、区役所との懇談会です。ご参加ください。

日時 2018年7月6日(金)  
 午後 2時30分開会  
 市議会議員  
 午後 3時より  
 区役所との懇談会  
 午後 4時ごろ終了予定

ところ ヘルスピア AB会議室

主催 南区社会福祉協議会

④これらの料率や額は、その年度の医療費見込み額から逆算して計算されます。ここが、保険料が高い理由です。⑤そこで、①の欄は所得割基礎額×料率、②は均等割額×家族数、③はどの世帯も同じ額が書かれています。①+②+③が保険料です。しかしこれでは高すぎます。④の欄の( )の中に70・50・20等の数字が入っている場合、応益割②均等割③平等割の合計額の7割とか5割、2割が減額されています。所得が一定以下の場合に適用されます。④の欄は、応益割×減額率の数字です。市があなたの所得を知っていて、既に減額済みということなんです。⑥これらの減少等の事情があれば、申請すれば減額の可能性があります。⑦①+②+③から④の欄の額を引いた数字が⑤欄に書かれています。⑧保険料に上限を設けるのが最高限度額という仕組みです。計算上の保険料額が、この限度額を超える場合、その超えた額が⑥欄に書かれています。高額所得者優遇策ですが、ならば一定所得以下の「非課税」ラインも設けるべきだと思えます。⑨高すぎて払えない保険料なら、本来、値下げや減免制度拡充が改善方向のハズですが、国や府・市等は、むしろ、①差押えで取立て強化、②正規の被保険者証を渡さない等の制裁措置を強めています。とんでもないことです。